

令和6年度高野町自治体システム標準化／共通化関連支援業務仕様書

令和6年6月

高野町

1. 業務名 令和6年度自治体システム標準化／共通化関連支援業務

2. 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 業務の目的

国は、令和5年6月9日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル・ガバメント実行計画）」などに基づき、地方自治体は20の基幹業務システムの統一・標準化の対応を実施することとなった。

当初、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した「標準準拠システムへの移行を目指す」方針を立て、デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握することが定められた。

デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題の把握を行った。結果、令和7年度への移行団体の集中・工数やシステム開発や調達の需給ギャップの課題が浮き彫りとなった。よって、令和4年10月に閣議決定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を令和5年9月に変更した。

変更した内容は、システムの移行作業については、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が可能となるよう、移行集中の課題解決のため、国は、令和5年度中に、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう集中的に支援し、課題や工程が明確化した一部のシステムについては、デジタル庁及び総務省において、具体的な対処方法を精査

の上、所要の移行完了の期限を設定することとなった。また、新たな国民向けサービスの迅速な提供を担保するため令和7年度末までに、データ要件の標準には適合させ、データ連携を担保することとなった。

これにより地方自治体は、「基幹業務システムを令和7年度末までに移行」することを堅持することが閣議決定された。

しかしながら、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化についての情報や書類が日々刻々と更新されており、正しい情報整理を行った上で、国の定める手順書に則り、令和7年度末までに標準システムへの移行が義務づけられている。

本町において国の方針に基づき令和5年度において「高野町自治体情報システムの標準化に関する全体移行計画書」を策定し、令和6年度において自治体情報システムの標準化・共通化に関するPMOなどの業務委託を実施することとした。PMOは、本町プロジェクトマネージャと協力して、プロジェクトの進捗管理や品質管理等、プロジェクト運営に関わる業務を支援、複数のプロジェクトを横断的に確認し、第三者の視点からプロジェクト運営に対する改善提案業務内容、要件、納期、成果指標等を提案することを根幹に当該業務の委託を行うものである。

4.本仕様書の位置付け

- 1)企画提案書等提出時における当該業務の仕様について定めた。
- 2)契約時における仕様については、企画提案書等提出時及びプロポーザル時において選定結果とし

て最優秀提案者となった者を第一交渉順位とし、当該事業者と詳細を協議のうえでその契約を締結するにあたり、提案内容を基に仕様を調製した上で、契約書に添付する仕様書として作成するものとする。

5.業務の実施項目

1)標準化／共通化に関する支援作業

①国や他自治体の施策、民間事業者が持つ技術動向等精査

- ・国や他自治体の施策、民間事業者が持つ技術動向等を精査し提示する。
- ・標準化対象業務に関する国の施策、他自治体の取り組み状況、民間事業者が持つ技術動向等を調査・分析を報告する。
- ・報告書には、調査結果に基づいた標準化／共通化の方向性及び具体的な推進策の提言

②DX・デジタル化推進にかかる新規事業や業務改善案提言

- ・標準化／共通化を前提とした新規事業や業務改善案などを報告書（デジタルデータ）として提出する。
- ・報告書には、事業/業務内容、実現可能性、スケジュール等を網羅し、記載する。

③国及び他自治体動向等に関する情報収集及び提供

- ・国及び他自治体の標準化/共通化に関する最新情報を収集し、随時報告する。

- ・ 情報提供には、典拠を明示する。

④標準化対象外業務に関する助言及び対応支援

- ・ 標準化対象外の業務における標準化/共通化の可能性について調査・分析し、助言を行う。
- ・ 必要に応じて、標準化対象外業務を解決するツールの提案を行う。

⑤ガバメントクラウド接続に関する助言及び対応支援

- ・ ガバメントクラウド接続に関する技術的な助言及び支援を行う。
- ・ セキュリティ対策等、ガバメントクラウド接続に必要な要件を明確化する。
- ・ 接続業者の選定支援を行う。

⑥情報提供依頼書（RFI）、提案依頼書（RFP）、仕様書作成時及び業者選定時における助言及び対応支援

- ・ 業者選定における評価基準及び選定方法の策定を支援する。
- ・ 業者選定における支援を行う。

6. 成果物の規格等

1) 報告書等については、デジタルデータにて提供すること。

7. その他

- 1)受託者は、業務の実施にあたり関連する法律等を遵守しなければならない。
- 2)受託者は、本業務において知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を町の許可なく使用等してはならない。
- 3)本事業の成果物のうち、本町の資料に基づいて作成した資料の著作権は、本町が所有することとする。また、その他の資料についても、標準準拠システム調達の際の関連資料として使用できるものとする。
- 4)その他、業務の遂行に当たり疑義が生じた場合には、本町と受託者とで協議を行い必要な措置を行うこととする。